

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部緑町店

埼玉県春日部市緑町三丁目七百五十三 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

来客者走行騒音 A 七〇に対する e 三地点についての夜間騒音は、距離減衰の影響が見受けられないことから、必要な騒音対策を講じ、苦情発生時には誠意を持って対応してください。

二 縦覧期間

平成二十四年九月四日から平成二十四年十月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター